

# 【道特別支援金】 申請・給付要領の主なポイント

※条文の一部を抜粋等して記載しています

## 第4条

### 支援金の 給付対象者

- ✓ 時短対象飲食店等と直接・間接の取引があること、又は、不要不急の往来・外出の自粛による影響を受けたことにより2020年11月から2021年3月までのいずれかの月で月間事業収入が前年同月と比較して50%以上減少した月が存在する者（ただし、道内に本店（住居）を有し、今後も事業を継続する意思がある者）
- ✓ 2021年1月、2月又は3月の売上の場合は、前々年同月との比較でも可

## 第5条

### 給付額

- ✓ 申請者が中小法人等の場合には、特別支援金の給付額は、20万円とする。
- ✓ 申請者が個人事業者等の場合には、特別支援金の給付額は、10万円とする。

## 第6条

### 給付申請

- ✓ 受付期間は、2021年4月1日(木)から2021年8月31日(火)まで
- ✓ 電子申請又は郵送申請により受付
- ✓ 添付書類は、確定申告書、売上台帳、宣誓・同意書、本人確認資料等、通帳の写し（2020年に道の支援金を受給している場合、一部書類を省略可）

## 第7条

### 特例申請

- ✓ 売上が前年同月と適切に比較できない申請者のため、申請の特例を設定
- ✓ 次のいずれかに該当する方は、事務局が別に定める書類等を提出することで、申請可能
  - ① 創業特例：2020年4月から2020年12月までの間に設立した法人の場合
  - ② 季節性特例：月当たりの事業収入の変動が大きい場合
  - ③ 合併特例：事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
  - ④ 連結納税特例：連結納税を行っている場合
  - ⑤ 承継特例：事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を行っている場合
  - ⑥ 罹災特例：2018年又は2019年に罹災したことを証明できる場合
  - ⑦ 法人成り特例：事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者が法人化した場合
  - ⑧ NPO法人特例：特定非営利活動法人及び公益法人等の場合

## 第8条

### 宣誓・同意

- ✓ 給付を受けるためには、次について宣誓と同意が必要
  - 【主な宣誓事項】
    - ①給付要件を満たしており、申請書類及び証拠書類等に虚偽がない
    - ②暴力団排除の誓約事項を遵守
  - 【主な同意事項】
    - ①証拠書類を5年間保存
    - ②特別支援金受給後に、国の一時支援金を申請した場合は、特別支援金を返還
    - ③業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底している
    - ④北海道スタイルの取組を実践している
    - ⑤事務局からの関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等に応じる
    - ⑥不正受給が発覚した場合には、屋号等の公表等の措置がとられる場合がある